

特区において講じられた規制の特例措置の評価時期について

平成19年10月9日
構造改革特別区域推進本部

これまで既に構造改革特別区域計画の認定があった規制の特例措置のうち、評価時期が定められていなかったものについて、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、本年5月29日に検討を行ったところである。これを踏まえ、構造改革特別区域推進本部は、特区において講じられたこれらの規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

番号	特例事項名	評価時期
411	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業	平成19年度
510	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業	平成20年度
511・ 929	特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業	平成20年度
512	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業	利用実績が生じた日から1年後の日が属する年度
824	高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業	平成20年度
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	平成19年度
910	病院等開設会社による病院等開設事業	平成19年度
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	平成20年度
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	平成20年度
1009	自然エネルギー発電事業	平成20年度
1105	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業	発電設備が稼働してから1年後の日が属する年度

1 1 3 1 (1143 、 1145)	修了者に対する初級システムアドミニ ストレータ試験の午前試験を免除する講座 開設事業	平成 1 9 年度
1 1 3 2 (1144 、 1146)	修了者に対する基本情報技術者試験の午 前試験を免除する講座開設事業	平成 1 9 年度
1 1 4 2	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検 査手続不要化事業	発電設備が稼働し てから 1 年後の日 が属する年度
1 2 1 8	地域特性に応じた道路標識設置事業	平成 2 0 年度
1 2 1 9	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効 率化事業	平成 2 0 年度
1 3 0 8	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプ ライン使用の特例事業	平成 2 0 年度